

一九七七年一月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

おめでとう「日刊乗務」一万号

滝野 忠……………2

日朝国交回復への道……………3

——らち問題と六ヶ国協議——

一二・一五「上告棄却決定」と

鉄建公団訴訟の闘いの強化について

木山 誠二……………5

理由のない結論ありきの逆転判決

須藤 伸……………9

——クビきり自由を後押しする最高裁——

郵政民営化反対で全通・全郵政共同歩調……………10

交運四単産合同 “破綻”……………10

日本文化の深層にふれる

花井 吉宅……………11

——みちのく歴史ミステリーの旅——

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 903

二〇〇四年六月一日号

二〇〇四年六月一日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

おめでとう「日刊乗務」一萬号

労働組合の「元氣な証明」は職場新聞の発行度合いだ。職場組合員の怒りの声、忙しさで考えることを忘れがちな組合員に会社施策の不当性、社会全体の動向を訴え、学習意欲を駆り立てる。職場新聞こそ「労働組合の力なり」だ。

労組中央は活字離れで誰も読んでくれない、ホームページをつくった、組合員が減り財政状況もきびしいと、機関紙誌を次ぎつぎに廃止、縮小する。従来どおりのページ立てを維持している組合はといえば、ごくごく一部を除き、内容は組合員の意識向上と勇気を植え付けるのではなく、会社広報の組合版。ある組合などでは「滝野さん、こんな機関紙組合員に配れない。組合事務所に山積みです」と役員が、悲しい表情で語ってくれる。

おっとどっこい、職場新聞は組合員の連携と連帯、団結で、まだまだ発行されつづけている。「社会通信」にも全国の仲間が、多忙な時間を割いて送ってくれる。編集子にとつての何よりの学習材料があり、現代社会を考える宝の山だ。

私鉄京成労組は停滞する労働運動のなか、「みんなで考え、決め、実行する」をもっとも熱心実践する組合だ。職種、機関で多くの日刊紙が発行されつづけている。その一つに『日刊 乗務』がある。日々の資本との攻防を伝えつづけ、四月一六日、一萬号を数えるまでになった！一萬号を祝う日刊紙紙面はこうだ。

「No.一〇〇〇〇号、〇四年一六日（金）晴れ 四組」「祝 日刊乗務一〇〇〇〇号達成！ 本日、我らが『日刊乗務』は、めでたく一〇〇〇〇号を達成することができました。分会員の団結力に感謝します。教宣部」

さらに、本号は一萬号への歩みをこう振り返る。

「一九七六年十二月一日に産声を上げた『日刊乗務』は、本日二〇〇四年四月一六日、めでたく壱万号を刊行することができました。創刊号は、当時工事中であった青砥駅の仮ホーム要員について、会社との交渉が主な記事でした。裏面の最後に、『編集後記』として、『本日より乗務分会ニュースを日刊で発行する事になりましたのでよろしく願います』と書かれています。

当時、その『乗務分会ニュース』が、壱万号を発行できることを誰が予想したでしょうか。それから二十八年、諸先輩から受け継いできた伝統は、乗務分会に今も抱えることなく続いています。

日常問題の啓発、会社との交渉を日刊という速報性で周知できること。時には事故・災害の速報など、乗務職場組合員に情報を伝達する手段として、職場新聞はまさにうってつけでした。

『日刊乗務』を起点として、各単組との交流を行いましたし、現在では想定されていないかった購読者も現れるようになりました。仕事を終わった仲間が、分会室で和きあいあいと日常の疑問や悩みを話し合っって記事にしてみました。乗務分会の団結力が、『日刊乗務』原動力となっていることを、我われは忘れてはなりません。」

最後は「『日刊乗務』が今後も益々発展しますように」と結ばれる。わが社会通信は一九七七年十一月一日産声を上げ、二〇〇四年五月一日、ようやくと九百号に到達した。壺万号がどれほどとてつもない数字であることか。

(滝野 忠)

日朝国交回復への道

—らち問題と六ヶ国協議—

外交は国内政治の継続である。アメリカは世界制覇をねらい、日本はアメリカの小判鮫たることを「国益」と考える。中国は外国資本中心の経済成長を共産党が推進し、ロシアは石油・天然ガス輸出を原始的蓄積の道具としたいとする。北緯三十八度線で国境を接する朝鮮民主主義共和国（以下、北朝鮮）と大韓民国（以下、南朝鮮）は朝鮮半島「有事」回避が最大の「国益」となる。

朝鮮半島「有事」は南北朝鮮を壊滅状態にし、国境を接する中・ロを困難な状況におとし入れる。アメリカはイラクで「ベトナム化」、日本はそのアメリカに肩入れし、拉致問題でアメリカの支持を得た。

朝鮮半島「有事」を望む国家は一つもない。どの国家の「国益」に沿わない。だから、朝鮮半島の「平和と安定」を求め、以上六ヶ国が協議をくり返す。そこに突然、降つて湧いたのが、「拉致」問題。南北朝鮮、中国、ロシアにとって、この問題は日本と北朝鮮の二国間の問題。米にとっても基本は同じ。しかし、イラクで悪戦苦闘するブッシュには、なにがなんでも日本を取り込むことは必要と、「拉致」を六ヶ国協議の一環とした。

アメリカの支持を得て舞い上がり、二回目の訪朝を企図したのが小泉だ。〇二年九月、拉致を金正日に認めさせ、日朝平壤宣言を締結、日朝関係は新たな段階に入ることが期待された。北朝鮮は戦時下、日本は「平和」を謳歌する。「拉致」という想像を絶する事態に、「北朝鮮脅威論」は高まった。マスコミはそれを増幅させた。小泉はその傾向に反応し、「北脅威論」をふくらませた。その結果が、外為法改悪、特定船舶入港阻止法案という経済制裁の意図である。

とつぜんの再訪朝

こんななか、小泉はまた北朝鮮を訪問した。とつぜんで、年金未払い問題のさなかのことである。「小泉の野郎、内政の矛盾を外交ですり替えるのか、参院選対策か」とは、誰もが考えること。小泉のように、党内はむろん、党外にも支持基盤はない一匹狼の考えることは、その程度のものだ。そんな手練手管で生き延びてきたのが小泉。

外交はいつも秘密。事後はすべて解説で、本当のことはわからない。それが、国際政治、外交だ。訪朝前、マスコミは外務省、党、政府の「準備不足」との反対を押し切り、小泉が「己の独断」で決断したかに報じた。だが、それはウソだった。一国の最高責任者が「敵地」に向く。手ブラで帰すことは北朝鮮包囲網をさらに強くするだけ。仲介役の中国、先般の総選挙で「太陽政策」を掲げ躍進したノムヒョンの敵意を買う。北朝鮮は、「日本にどんなおみやげを持たせるか」と熟慮するのは当然だ。

予想された最悪の結果

小泉の思惑は最低限①五人の家族全員の帰国、②行方不明者十人の消息、それに③六ヶ国協議最重要テーマである核・ミサイル問題で、「なにか出れば」にすぎなかった。小泉は出ばなをくじかれた。拉致家族协会会长が「これで拉致問題終結は困る。孫の帰国は望まない」と声明したことだ。拉致問題のもう一つの大きな問題は、亡命アメリカ兵家族のこと。イラク戦争は「藪」に突入し、虐待問題で軍事裁判のまったただなか。アメリカにとつて妥協できない問題だ。

「拉致」家族は分断され、家族会は「予想された最悪の結果」と小泉を批判した。マスコミはそこに焦点をあて報道した。世論は小泉全面批判に転ずるかにみえた。拉致家族会、それを支援する政治勢力に、世論は与しない結果を今のところみせている。すべての調査が、「小泉訪朝支持」と。

なにを合意したのか

第二回首脳会談は何を合意したのか。①日朝平壤宣言の履行をためて確認し、日朝の信頼関係回復をはかる、②うち家族五人の帰国、一人については早期到北京で再会するよう調整、③十人の安否不明者については北朝鮮側がただちに真相究明の調査を再会、④一ヶ月以内食料二五万トン、一千万ドル相当の医療品を国際機関をつうじ人道援助する、⑤日本側は制裁を発動する考えはない、⑥核問題の平和的解決をめざし六者協議の進展に努力する。

拉致問題の基本線はこうして再整理された。日朝国交正常化への道筋がつくられた。日朝平壤宣言は①日本は過去の植民地支配を謝罪、日朝双方は終戦までの財産・請求権を相互に放棄したうえで経済協力を実施すること、②経済協力の実施時期は国交正常化後で、正常化は拉致、核、ミサイル問題などの包括的解決を前提とする、③国交正常化交渉で経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議するというものだ。

これからどうなる

小泉は「経済制裁を発動しない」と断言した。さらに「国交正常化に努力する」とも述べた。戦争前夜だった日朝関係は正常化に向け歩を進めることとなった。しかし、不安も多い。「うち家族全員の帰国、行方不明者十人の調査が国交正常化の前提条件」「制裁はしないとの約束は行き過ぎだ」とのらち家族、自民党内からの批判である。

これらの声に押されるかのように、経済制裁を可能とする特定船舶入港禁止法案が政府与党、野党の民主党が合意し、今国会で成立することとなった。小泉は金正日との約束を、はやくも反故にした。

国交正常化となるとさらに困難がつきまとう。核、ミサイル問題をあつかう六ヶ国協議のゆくえにかかわるからであり、北朝鮮は「交渉相手はアメリカ」と断言しているからである。

一一・一五「上告棄却決定」と 鉄建公団訴訟の闘いの強化について

(注) 組織改編について旧国鉄・国鉄清算事業団は、一九九八年に「日本鉄道建設公団」に統合、二〇〇三年一〇月に「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」という独立行政法人に統合されているが文中「鉄建公団」「鉄建公団訴訟」としてある。
JR北海道、四国、九州、貨物などの株は一〇〇％すべて鉄道建設・運輸施設整備支援機構(二〇〇八年三月末解散予定)が保有している。

(1) 地位確認を争わない国家賠償訴訟・鉄建公団訴訟の弱点克服議論を!

二〇〇三年一月二二日、最高裁は「JRは使用者責任ではない。不当労働行為があれば旧国鉄・国鉄清算事業団(鉄建公団)の責任である」とする判決を下した。しかし、国労本部・弁護団が組合員にはまったく知らせない重要な最高裁の決定があった。それは最高裁判決の一週間前の一五日に「国鉄改革法は憲法違反ではない」とする「上告棄却決定」が出されていることである。この「上告棄却決定」により本部が訴訟方針にしようとしている地位確認を争わない国家賠償訴訟・鉄建公団訴訟に大きな影響を与え、ILOの影響もあるが原告団との論争で未だ本部方針が明確にならない引き延ばしの状態である。

先行の鉄建公団訴訟は、これまでJRを使用者責任とする最高裁訴訟に影響を与えないようにJR採用に対する損害請求を行わなかったが、使用者責任がJRでないことになったことから四月一九日にJRに採用されていれば得たであろう生涯賃金・年金の総額四三〇億円を要求する「訴えの追加的変更申立(予備的請求)」を行い、それも五月一二日に訴訟救助決定となり早期結審・判決という最終局面に向かっている。

また、最高裁判決で、使用者責任はJRでなく旧国鉄(鉄建公団)となったことにより、地位確認を争う法的な闘いは旧国鉄(鉄建公団)だけの道となり一〇四七名は同じ条件となったことから、鉄建公団訴訟は若干の訴訟延期を行い国労本部、建交労(全動労)、千葉動労に地位確認の鉄建公団訴訟参加の呼びかけを行っている。

一日も早く、一〇四七名が鉄建公団訴訟に参加し闘いに全力投球することを望んでいるが、鉄建公団訴訟は益明け三期日の口頭弁論も予定されており、いつまでも訴訟延期することは裁判長の心証を害することから一定の時期に判断する情勢となっている。

本部は一一・一五「上告棄却決定」、一二・二二「判決」にもかかわらず鉄建公団の地位確認を争わない国家賠償訴訟と鉄建公団訴訟で検討しているようである。一一・一五「上告棄却決定」で「国鉄改革法は憲法違反ではない」と政府責任が免罪されたが、本部が主張するように監督官庁である政府・国土交通省(厚生労働省も含む)の指導責任の問題があり、国家賠償訴訟を否定するものではない。現在の鉄建公団訴訟の証拠集めにも政府責任となる要求は数多く上がっており検討している。地位確認訴訟と国賠訴訟を結合させて闘うことで、政府、JR、鉄建公団を追い詰める有利な闘いが可能となるのである。

しかし、多くの闘争団員をかかえ一七年間闘っている重大な闘争を、解雇撤回訴訟の基本となる地位確認を争わない本部検討の訴訟は取り返しのつかない大きな誤りを犯すこと

になる。要求しない物は取れず、闘いを譲歩しても取れないのである。とりわけ国鉄闘争は、闘いを譲歩すれば敵は気を遣って要求に応えてくれるというワンマン・人情家社長の零細企業の労使関係のたぐいの闘争ではない。

国鉄闘争は政府・独占の国労をつぶす攻撃との闘いであるという主張とは矛盾するものであり、本部の認識を疑わざるをえない。本部が「国家賠償訴訟・鉄建公団訴訟」を起すのであれば、旧国鉄（鉄建公団）との地位確認を争う訴訟とすることは容易なことであり、地位確認を争うことで何か不都合なことがあるのかまったく疑問であり明確にしてほしいものである。

もしも、統制処分した二二名の鉄建公団訴訟原告団と同じ闘争は「メンツ」にかかわるとしているのならば、労働者の権利を守る立場の人間としては残念なことである。

地位確認を争わない「国家賠償訴訟・鉄建公団訴訟」の弱点を克服して、地位確認の鉄建公団訴訟に一日も早く一〇四七名が結集して闘うことを訴えるものである。

(2) 上告棄却決定と地位確認放棄の国賠訴訟・鉄公訴訟での年金獲得は不可能である

本部は、JR採用差別の不当労働行為による損害を政府・鉄建公団に請求して闘うのであるから立派な権利闘争であると主張するのであるが、以下の点で重大な問題がある。

最高裁判決に基づく、法的に責任当事者としての旧国鉄（鉄建公団）相手に地位確認を争わないこと事態がすでに闘いの放棄であり、要求の大幅切り下げを自ら認め、政府・国土交通省を喜ばせるだけの誤った主張である。

地位確認の闘いは労働基本権の原則中の原則であり、労働基本権、団結権は所有権まで制限している重大な権利である。それを放棄し敵に譲る本部の主張は到底理解しがたいものだが、「四党合意」と同じ性格のものと考えれば本部が何をしようとしているか理解は可能だ。

最高裁判決にもとづく旧国鉄（鉄建公団）の地位確認を争うことで監督官庁として政府・国土交通省の責任も重大な位置づけになるが、地位確認を争わない国家賠償訴訟・鉄建公団訴訟は「国鉄改革法は憲法違反ではない」とする「上告棄却決定」で、政府・国土交通省の責任が軽微になることは法律家でなくとも理解されることである。

また、これまで解雇撤回訴訟を経験している弁護士の方から指導されたことは、解雇を撤回させる決意を自分の気持ちだけでなく形で出さなくては裁判長に伝わらず不利になるということであった。職場を離れない、退職金を受け取らない、宿舍を立ち退かない、私物は職場から持ち出さない等々のことであった。地位確認の争いはこれら決意の基本となるものであり、この基本の闘いを放棄する本部の真意は理解できない。

本部は、和解の場で当然議論となり年金を獲得できるとしているが、地位確認を争わない闘いは、年金の「権利」獲得ではなく、つかみでの損害金額の要求となるのであろうが微々たるものになることは疑うべくもない。全税関の国家賠償訴訟では、四億円の請求に対して判決は二五〇万円程度であったことからしても政府・国土交通省の責任が重大化することであれば、本部の主張はまったく不可能といわなければならない。

国家賠償訴訟による「無過失責任」としての補償もあるが、国家的不当労働行為事件での安易な賠償は、政府・国土交通省にとつては命取りであり乗ってくる話ではない。

本部が地位確認の鉄建公団訴訟を起こさない背景には、地位確認の鉄建公団訴訟を起こせば解決交渉には応じないとする国労つぶしの夢よもう一度としての政府・国土交通省による圧力(懐柔)が存在していることである。本部の主張は、JRの法的責任なしを認め、訴訟を取り下ろして与党案を丸呑みという「四党合意」とまったく同じ性格のものであり、新「四党合意」と厳しく批判されるべきものである。

国労本部発行の国鉄新聞第二七九四号によると四月二一日に行われた本部の関係省庁への要請行動で新黒子の丸山鉄道局長は「現実的な解決策を見出す努力をしてほしい」と新「四党合意」にラブコールを送り、要請書受取りのポーズまで取るリップサービスぶりである。

地位確認も争わない、ストライキも打たない闘いで要求を勝ち取れるのであればこれにまさることはない。しかし、国労つぶしの政府・独占は、国労の勝利判決は認めない。司法の場での和解も認めない。国労解散条件に責任者不在の涙金での解決である。

また、かの寺内が社会黨員協会で「三者懇談会・JR東出向事件先行解決」という政府・国土交通省の懐柔による無駄な時間経過の総括を求めたことに対して、吉田書記長(当時長野地本書記長)が押さえた過去の経過があるが「四党合意」もかりである。

闘いの基本を放棄する小手先の闘いで大きく回り道をし、組合員に犠牲を強いている国労のこれまでの運動を厳しく反省すべきである。

本部と鉄建公団訴訟原告との論争は単純な訴訟のあり方ではなく、国労運動の基本にかかわる重大な問題であり、国労解体の政府・国土交通省の懐柔を許してはならない。

*藤井運輸大臣が五・二八地裁判決で、旧国鉄に訴訟を起こせと主張したが、勝たせてやるということではなく、村上高裁判決と同じ、責任はあつちだこつちだという国鉄闘争の分断・つぶしであり、政府責任への回避・遮断攻撃であり責任なき解決である。

(3) 新「四党合意」よりも地位確認の鉄建公団訴訟の優位性について

一二月二二日の最高裁判決は、JRに使用者責任はなく、不当労働行為があつたとすれば旧国鉄・国鉄清算事業団であるとした。法的にはJRの責任を追及することはできなくなったのである。民間争議の闘いにあるように最高裁判決に関係なく、JR採用差別を行った旧国鉄管理者が経営しているJRとの直接的な闘いでJR復帰を闘う方法はある。

しかし、今日の情勢では、最高裁判決で明確にされた旧国鉄・国鉄清算事業団(鉄建公団)として鉄道建設・運輸施設整備支援機構)の法的責任に基づき不当労働行為を追及して、JR復帰の原状回復を闘うことが残された最後の闘い方となつたのである。

鉄建公団訴訟は、JR採用差別の不当労働行為と国鉄清算事業団の解雇無効を闘い地労委、中労委命令を上回る新たなJR採用差別の不当労働行為の実態を積み上げ、国鉄清算事業団の不当な再就職斡旋の実態を暴露して闘うことである。一九八七年四月一日の原状を回復させる労働基本権を守る闘いである。

地位確認が認められることによって、年金は二年間払い込めば他の期間は免除され年金の権利そのものが回復するのである。地位確認を争わない僅かばかりのつかみでの損害額とは大きな違いである。

前述したが、鉄建公団側西代理人が主張する特措法の三年失効論、解雇の三年間時効消滅論により地位確認が認められない場合があることを想定して、使用者責任は旧国鉄とする最高裁判決に基づきJRに採用された場合の生涯賃金・年金を賠償請求もした。最悪の場合も検討しての対応である。これが四月一九日の「訴えの追加的変更申立（予備的請求）」であり、原告二九五名の賠償総額四三〇億円の請求であるが、本訴に引き続き五月一二日に訴訟救助（印紙代約一億二千万円）も決定された。画期的なことである。

* 鉄建公団訴訟主任弁護人の加藤弁護士は、国労は組合員個人を原告とする地位確認の鉄建公団訴訟と国労「組織」を原告とする訴訟の両方を取り組むことを提起している。

（４）地位確認の「鉄建公団訴訟」は長期という宣伝は誤り

いまだ「四党合意」にすぎりつく本部・エリア・地方の役員は「地位確認の鉄建公団訴訟は長期になり大変だ」というアキラメを煽るオルグをしているが、この主張はまったく鉄建公団訴訟の実態を知らない誤った認識である。

JR採用差別事件の使用者責任が最高裁判決で旧国鉄に確定し、使用者責任はあつちこつちというのではなくなつたのである。間違つても、鉄建公団側の西代理人が、責任は旧国鉄ではなく不当労働行為を伴う法律を策定した政府・国土交通省であるなどと主張して引き延ばしをはかることはまったく考えられない。

また、鉄建公団の佐々木雅夫氏の陳述書（国鉄清算事業団法務係長、鉄建公団法務課長補佐、運輸施設整備支援機構調査役）では、関係資料は保存基準の一〇年を経過して支社の組織改正に合わせ廃棄したと主張している。廃棄してしまった割には、再就職指導及び再就職斡旋の回数を大幅に捏造した資料だけは廃棄されずに残っていたことは不思議なことである。資料はあるが不利な資料は出せないということである。

鉄建公団（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）側は、頼みの元国鉄管理者から「職員にさんざんイヤガラセを受け、思い出したくない」ということで全国から集まった陳述書は北海道七名、東北一名、関東四名、九州四名の僅か一六名分ということである。個人で持っていた資料も処分した者もいるということである。資料はない、証人は少ないということから原告団が引き延ばさなければ、鉄建公団側の主張で裁判が延びる条件にはない。

鉄建公団側の西代理人はJR採用差別の不当労働行為、再就職斡旋の事実など不利な事実立証をせず、再就職促進に関する特別措置法の失効と解雇の消滅時効の法律判断で逃げ切ろうとしているだけである。そして、一月二九日の公判で鉄建公団側の西代理人は、早期結審を主張している。

盆明けには三期日連続しての証人調べも予定されており、裁判長も異例の訴訟進行の状況である。原告団はJR採用差別の新たな証拠を求めているが、有利な証拠が大量に出て訴訟が延々と延びることは考えられず長期になる条件にはない。

当局陳述で許されないことは「さんざんイヤガラセをされた」としているが、不当な再就職斡旋で追い出しをはかり自殺にまで追い込んだのは国鉄清算事業団当局である。

鉄建公団訴訟は長期になる条件にはなく、解決水準が低くても良いから一日も早く辞めたい組合員も、JRに絶対戻りたい組合員も長期にならないことでは一致する情勢になったのである。これしかない先の見えた闘いに国労組合員は全力を上げるべきである。

(木山 誠二)

理由のない結論ありきの逆転判決

―クビぎり自由を後押しする最高裁―

理解に苦しむ判決内容 三月二五日十時三〇分に開廷した最高裁第一小法廷は、前回の弁論の際には見られなかった物々しい警備が配置されたなかで判決がいわたされました。

予想されたとおり、「原審破棄、一審判決を取り消す」という不当極まりないもので、判決内容も郵政の主張を全面的に採用し、形式的に判断したきわめてお粗末なものです。

確定された事実関係から導き出された原審の「非連行為が被上告人の矯正することのできない持続性を有する素質等に起因するもの」ということはできない。「郵便外務業務への影響は小さい」とした判断がなぜ法令に違反するのかについて一言も触れず、同じ事実を引用して「被上告人の行為、態度等は、容易に矯正できない素質、性格等により、職務の円滑な遂行に支障が生ずる高度の蓋然性が認められる」と結論だけを押しつけるというものです。

同じものを見て白か黒か判断が違うというのであればその理由について説明すべきであると思うのだが、最高裁が黒といえば黒というのではとうてい理解も納得もできるものではない。逆にいえば、原審を否定する理由が見つからないから理由を抜きに結論だけを押しつけたということかもしれない。権力とはこういうものだということだろう。

職場の権利闘争を強化しよう 「一人」で国家権力を相手に闘おうなどと大それたことを考えてこの抵抗闘争を始めたわけではありませんでしたが、結果的には裁判という形でそういうことになってしまいました。

結局、終わってみれば局の計画したとおりに封建制度のなごりでもある分限制度を悪用されて職場から排除されたことになりましたが、労働組合の支援もないなかで一審、二審で勝利できたことは望外のことであります。少なくとも、地裁と高裁の裁判官は郵便局の職場実態と労使(資)関係、不服の理由を正しく見てくれたと思います。

また、処分をされて、公平審、裁判を闘うなかで全国で職場抵抗を続けている多くの仲間がいることをはじめて知ることができましたし、自分の抵抗などまだまだ甘いものだということが知らされました。この判決がそういう仲間たちの足を引っ張ることにならなければと念じつつも、闘ってよかった、闘って負けたことに意義あると思います。

この間、どれだけの間が現職で死亡し、身体を壊し、定年前退職で職場を去ったことでしょうか。公社に移行してからは、ますます働き続けられない職場状況になっています。

それを労働組合が後押ししているなかで「長いものに巻かれて」いれば働き続けられる状況にはありません。結局、職場で抵抗し、「負けの闘い」を積み上げるしかうまい方法はないということが明らかになってきたと思います。
(職場の人権を守る会・須藤)

郵政民営化反対で全通・全郵政共同歩調

郵政公社内の二つの組合、全通と全郵政に綱領はおろか基本政策上でもすっかり違いはなくなつた。全通は昨年大会で名称を全通から日本郵政公社労働組合(JPU)に変え、今年の大会で全通はJPUとなる。

なんの違いもないのだから、次ぎに予想されるのは以前から幾度も口にされた二つの組合の統合である。問題はいつ、どのようにかだ。このきつかけをつくる動きがいよいよ表面化した。全通と全郵政は四月十日、中央本部段階で「郵政民営化に共同での確に対応、事業の持続的発展をはかる」ことを目的に郵政事業に関する労組協議会を設置した。

経済財政諮問会議が「郵政民営化に関する論点整理」(中間報告)を公表した四月二十六日、「協議会」は「中間報告に対する見解」を発表し、共同歩調を強める姿勢を鮮明にした。

見解の主旨とは――

- ① 現在懸命にとりくんでいる経営努力に水をさす、民営化を前提とした議論の進行に強い憤りを覚える。
- ② 民営化会社の具体的なビジネスモデルや組織のあり方に言及せず、民営化を美化する言葉だけを並べ、国民・利用者に「痛み」を隠して既成事実化をはかる政治手法に異議。
- ③ 郵便局ネットワークとユニバーサル・サービスは国民生活にとって不可欠。それは「公社形態」によって最も効率的、安定的に提供できる。
- ④ 今は郵政公社の経営改革を進め自律的・弾力的で健全な企業体とすることが何よりも優先すべき課題。

とし、最後に「私たちは今後とも郵政公社設立の趣旨に則り、誠心誠意『真つ向サービス』の提供に努力していく」と結んでいる。

交運四単産合同〃破綻〃

連合結成以来、組合合併が進められた。多くは旧総評に属した産業別組合が旧同盟・JC組合に吸収されるという形である。産別合同をさらに加速させるため進められた交運四単産―私鉄総連、運輸労連、交通労連、全自交労連―は、四月二十九日、九九年から進めてきた四単産統合への話し合いを「いったん白紙」にもどすことを確認した。

交運四単産は九九年十一月、新組織結成準備委員会を立ち上げ、今秋に連合窓口一本化(連合加盟単位)をめざした。しかし、事実上破綻した。なぜか。四月二十九日に開かれた新組織結成準備委員会「確認事項」は次のようにその理由を記している。

- ①(予想を上回る組織人員の減少に伴い)財政の確立が困難になり、『あるべき姿』(案)で示した、会費一元化を基本としたスケールメリットが望めなくなった。
- ②専従役員や地方交付金を大幅に削減せざるをえない。
- ③各産別が今日まで築いてきた業種ごとの運動や地域・中小運動の継承が困難となった。
- ④このような中で会費の積み上げ方式による新たな提案も出されたが、各産別の大会に向けて、一定の方向性を見いだすには組織内議論の時間が足りない

大幅な人員削減によって組合員が減少し、財政見込みがたたなくなつたからというのである。人減らし、バス会社等の分離・分割、子会社化の荒々しい合理化にたたかわらずして組合はないことを皮肉なかたで証明したのである。

なお確認事項は「間違いではないと確信」、「新たな観点で将来展望を見いだす」としている。五月二〇日、準備委員会は「白紙に戻す」ことを最終的に確認した。

日本文化の深層にふれる

—みちのく歴史ミステリーの旅—

(一) よくぞ見つけた！ 保存した！

第二日目の五月十二日(水)は、いよいよ三内丸山遺跡へ。心が弾んだ。私たち「牛久史談会」のメンバー五人は、第一日は東北道仙台ICを降り、多賀城市へ向かい「壺の碑」と呼ばれる多賀城碑と対面、平泉市の中尊寺、さらに岩手県の達谷(たつこく)窟・昆沙門堂を経て、青森県東北町にある「日本中央」の碑を訪ね、七時過ぎに青森駅前のビジネスホテルに到着、一泊していたのだった。

そのホテルを去り三内丸山へ。十時開館だったので五〇分ほどあたりをぶらついた。まだほとんど人は来ていなかったが、開館時刻になると小学生の一行が市営バスで引率されて来た。彼らと一緒に館の入口をくぐった。

「どこだ？ ヤグラの巨大穴の跡は」と私は探した。ヤグラはすぐに見つかった。広大な遺構地域の中ほどに六本の巨木が組立てられていた。この巨木はすべてロシアから取り寄せられたものだ。日本にはもうこんな栗の巨木は存在していない。そして六個の巨大な穴の跡は宇宙人基地のようなアルミ製のドームで覆われ、きちんと保存されていた。穴の底には青みがかった乳濁色の水溜まり、その中に直径八〇センチの木柱が腐り切らずに残っていた。土に深く埋まっていたので四千年以上も保存されていたのだった。

この巨大穴は、他の夥しい数の遺構や土器などと共に九年前(一九九五年・平成六年)の七月に出土、発見されたのである。県営野球場を造るつもりで工事が進捗しつつあった。一塁側のスタンド及び三塁側の基礎工事もかなり進んでいた。その矢先、この両スタンドの中間地帯に無数の遺構群が見つかり、くだんの巨大穴も見つかったのだった。直ちに工事は中断され発掘作業に切り替えられた。

私はまずこのことに驚かされ敬意を表した。それほどこの遺跡発掘と保存の価値は大きいということだ。万一、野球場建造を優先したことを考えるとゾツとするが、歴史と文化を真に大切にする青森県の人々やその関係者の英知と志の高さを感じるし、感謝に余りあるのである。来る日も来る日も発掘及び保存の作業は進められ、延べ十四万人が数年間、有給で労力を提供したそうだ。いかに多額の費用がかけられたか、と同時にどれほど広大な遺構地域であるかが想像できるというものだ。(多額の費用とはいっても、血税を軍事費―自衛隊やイラクへのエセ支援費、米軍基地への思いやり予算、大手銀行等への公的支援という名の浪費に比べればたかが知れている)

吉野ヶ里遺跡が佐賀県で発見されたとき(八九年・平成元年)も大いに話題になった。弥生時代における最大の環濠集落ということで、九州王朝成立への示唆を含んでいたからだ。三内丸山発掘に先立つこと六年前のことだった。

しかしながら、この三内丸山の比ではない。というのは、この発掘は従来の縄文観を一変させてしまったからだ。縄文時代がいかに長く、平和で豊饒な文化生活を営んでいたかを完膚なきまでに実証したからだ。麻の衣服のセンスの良さ、女性がオシヤレであったことを伝える装飾品の数々、お酒を呑んだであろうオチョコ。山の幸（木の実など）、海の幸の豊かさには驚倒してしまう。大量のゴミの処理法の知恵など知るにつけ、公害、添加物、農薬漬け、戦争…に明け暮れる現代人よりもずっと「進化」していたのではないかと思わざるを得ない。

私は「もっと早くに訪れるべきだった」と思った。大地に荒々しく露出した発掘現場を目撃したなら、もっと感動したに違いないと思った。今では埋め戻され、よく出来過ぎた施設・設備・写真の世界になってしまっていると思ったのだった。

(二) 『忘れられた思想家』安藤昌益もとめて大館へ

一時頃、丸山縄文人の食事を模した「発掘丼」やそのおにぎりを食し、私たちは青森市を後にし、さらに北上した。古代港湾都市があったとされる十三湊を訪ねた。ここは安東氏（安倍氏）が中世まで津軽地方を支配した拠点であり、貿易港として栄えていた。貿易の範囲は、カムチャッカ、蝦夷地、日本海沿岸、朝鮮、中国、九州にまで及んでいた。

ここも、どういうわけか埋もれてしまっていたが、この十一年ほど前から発掘・研究がなされ、壮大な古代都市であったことが明らかにされてきた。ここはまた、十三湖と呼ばれる、日本海に面した広大な汽水湖でもあり、シジミの大産地。茨城の涸沼のシジミは黒っぽいが、ここのは緑がかっており、つぶも大きく、味は天下一品で、シジミの最大のブランド品。一同シジミ汁を堪能し、遮土土偶というメガネをかけた土偶が保存されているカルコ館（木造町）に寄り、岩木山を右手に見ながら、一面みはるかすの「アップル・ロード」を抜けて、弘前から秋田県の大館市に入った頃には六時を過ぎていた。大滝温泉という静かな旅館街の一角の千歳ホテルに泊まり、今日一日を振り返りながら、一同痛飲。中高年の人たちにしてはよく呑み、よく語った。

最終日の五月十三日（木）は、私にとっては二つ目のメイン史跡探訪地「安藤昌益の遺跡」である。

昌益顕彰者・研究家である地元大館の伊多波英夫氏と山田福男氏と連絡を取り、結局、山田さんに案内を依頼するという「図々しい」お願いをしに、比内町の山田さんの家をはじめに訪ねた。サン・フォトという写真屋でもあり、ここが顕彰会事務所（良中会）でもある。山田さんは快く案内の労をとって下さり、昌益の墓や出生地を案内、詳しく面白い話をしてくれた。まあ、チョー田舎で、山田さんがいなかったら、とてもじゃないが探しくたびれたのではないか。山田さんをマイクロバスから降ろし、一路大館郷土博物館へ。ここではいろんな事が分かった。

①小林多喜二、昌益の生まれたところ（昌益の没したところ）、②花岡鉦山があり、中国人などが虐待を受けた（鉦山のトロッコなどが陳列）、③大館市大火事が戦後あった、

④狩野享吉という大学者がいたからこそ、昌益の「自然真営道」という独創的大著が陽の目を見たこと、⑤秋田音頭にも出てくる「曲げわっぱ」という工芸品の産地であること。

高校の建物跡を活用したユニークな博物館を去り、私たちは小坂市にある「小坂鉾山事務所」と康楽館を訪ねた。これが鉾山事務所かと思うほど立派で豪華極まる三階建ての宏壮な洋式建築であった。今も世界中で観光業など展開している藤田「コンツェルン」の創業者は明治の大物政治家・井上馨のコネを得て、南部藩所領の銅を大量生産し、日露戦争以降の諸々の戦争で大儲けしたのである。まあいってみれば、三井・三菱・住友などと同じく戦争屋大資本家というべき存在であろう。

康楽館は、銅山で働く労働者の娯楽施設だった芝居小屋を復活させて、今では重要文化財に指定。この七月に尾上松緑の襲名披露講演をするとか。小坂の市民が支えている貴重な芝居小屋というべきものだ。

（三）何ゆえに「ミステリーの旅」だったか

二泊三日の濃密な歴史探訪は、私にとっては、ことのほか印象に残る学びの旅であった。かつて私は、北海道周遊の旅（学生時代、一人で二〇日間）、ソ連崩壊直前のモスクワ・レーニングラードの旅（中学生だった長男と）、沖縄戦跡の旅（家族五人で）、北朝鮮（日朝友好協会）、中国雲南（日中友好協会）と五回の思い出深い旅をしているが、これに準じる第六の旅ともいべきものであった。

訪ねたところをざっと紹介したが、これら三日間の探訪に通底し、なおかつ、私の歴史認識の底にまで刺さる感想をまとめて、この旅行記を締めくくっておきたい。

①蝦夷地（北海道）はもとより、この奥州、東北地方は、関東以西と比べて、全く異質な文化圏、生活圏ではないのか。広範な物流・貿易（例としては西の海人が北上して勢力を張った安東氏の十三湊、藤原四代の平泉、多賀城の「壺の碑」や青森東北町の「日本中央の碑」）に見られる非境界観。日本列島の中心意識。旅人芭蕉や版画家棟方志功がそれぞれの碑からそのことを直感洞察したからこそ、深く感激したのではないのか）をして他の文化圏、政治圏と交流していたものの、相対的に独立していた。そこには長きにわたる縄文文化圏やえみし文化が刻印されていたと見るべきではないのか。

②そこへ、国家的権力を確立した弥生以降の王権が征服者として蹂躪しに来て、この構図は坂上田村麻呂から今日に至るまで連続とつづいている。（大和朝廷、平安時代、律令制、武家政権、薩長・明治、現代資本制）

③それゆえに「抵抗者」として立ち現れる。

「服ろわぬ人々」としての「えみし」や安藤昌益のラディカルな江戸封建と宗教への批判思想、それに宮沢賢治の「イーハトーブ」の東北観もそのような視座から見ると面白いのではないか。

ともかくにも、日本列島や「日本人」は決して単相なものではなく、奥が深いミステリアスなものだと東北・奥州四県の旅から感じたのであった。

（花井 吉宅）

◇ 読者からのおたより ◇

合理化で 大変お手数をおかれています。合理化によって、四月一日付けでA森林管理署の方に転勤になりました。誌代については職場が散らばりましたので別に送って下さい。資本主義の末期的状況かなと今日の厳しい状況にも歯を食いしばって頑張らなければと思っています。どうか、これからも私達の司令塔として新しい情報をよろしく願います。
(北海道・T)

編集部より こんなお便りがふえつつけています。まともって何かする条件が次々に奪われていくのですね。

継続は力なり 汗ばむほどの暖かさの四月一三日、五回目の「年金改悪反対街頭行動」サンドイッチマンデモを三宮センター街東口からJR元町駅西口まで行いました。出発前から市民がデモ隊に話しかけてくるなど、継続は力ナリッとはよく言ったもので、回を重ねるごとに年金改悪に対する関心が高まってきているように感じました。
(熟年者ユニオン)

編集部より 年金問題で政治はもうめっちゃくちゃ。サンドイッチマンデモの先見性!

ミーデー 明日は京都の二条城前ミーデー事務局いっさいを担当して三十回目のミーデーです。「働く者の団結で」というのを実際の目で見えて実感できる一年に一回の日です。
(京都・I)

編集部より 東京の連合ミーデーはひどかった。「集まり易い日」と五月一日を外してから、参加者は減る一方。今年は何々木公園で閑古鳥が鳴いておりました。主催者は三万五千といいますが、一万五千が実数だったのでは。

「別れ」 仲間が春を迎えて職場から去ろうとしている。私は入局以来、人生においても様々な、多様な別れを経験してきた。最近の別れには少し首を傾けたくなる別れが多い。「勸奨退職制度」によるもので、定年まで残り数年の五十歳代半ばの方が退職される場合が多い。たしかに、「勸奨退職制度」はその年代をターゲットとしている。だが、それだけなのだろうかと考える。公社化に伴う、いまだに続く朝令暮改の「指示文書」。全国的に破綻をきたしかけている「目標」。やたらに細かく多い煩雑な「チェック項目」。そして気分屋すぎる(少し子供っぽい)「管理者」。(郵政労働者・C)

編集部より 「自ら考えて行動しよう」といいたが、会社がやっていることはまったく逆。型にあてはめる強制です、プロクルステスの再来です。

新入生は百二十四人 今年、四谷地区(新宿区内)の区立小学校に入学した子どもの数は四つの小学校あわせて百二十四人でした。内訳は四谷第三小三十七人、第四小二十二二人、第六小三十人、花園小三十五人です。区立小学校で新入生が一番多かったのは早稲田小で九十一人、少なかったのは天人小で十三人でした。なお四谷中学校の新入生は百二人、一番多かった牛込第三中で百三十三人、少なかったのは東戸山中でわずか九人しかおりませんでした。
(新宿区議・山田敏行)

編集部より 千葉市に住む知人の話。お子さんが小学校に入学。何クラスあるのに一クラス、何人と問えば二十人。びっくりしたのですが、これが当たり前なんです。

いぜん不明のまま 旭川中央署、弟子屈署に続き、北見署で裏金、不正流用問題が発覚し、道警の捜査報償費不正経理、流用疑惑解明問題が今議会の大きな争点となりました。質疑の結果、知事は道監査委員会に特別監査を求め、全体の監査に入り、弟子屈署分は四月三十日までに報告することに。道警本部は、内部に「予算執行調査委員会」を設置、百五十人体制で「報償費・旅費」などを年内を目的に調査を完了すると言うが、これまでの道警の対応から考えると疑問だ!議会で強力な調査権を持たせる、地方自治法第一〇〇条による「調査特別委員会(百条委員会)」を提案したが、自民・公明の数により否決されました。引き続き、全容解明に汗を流します。(北海道帯広・I)

編集部より 「お上」が裏金づくりに精を出す。悪いこととして人を捕まえ裁く。これじゃ世の中良くなるわけじゃないです。さらにご活躍を

「人らしく」パート2 国鉄闘争、滋賀の映画会も決まり、近畿レベルで面白い弁護士レベルのよびかけによるシンポジウムがおこなわれます。
(滋賀・S)

編集部より 「人らしく」パート2の試写会に出席。登場人物は周知の人ばかり。人柄がよく表れていておもしろい。九十分超の力作ですから、使い方に工夫必要かも。

3 悪徳議 & 犯罪教委と闘う 六月十九日(土)午後二時、豊島勤労福祉会館での「増田さんとともに平和教育を進める会」総会に来ていただけると嬉しいですよ。
(東京・M)